

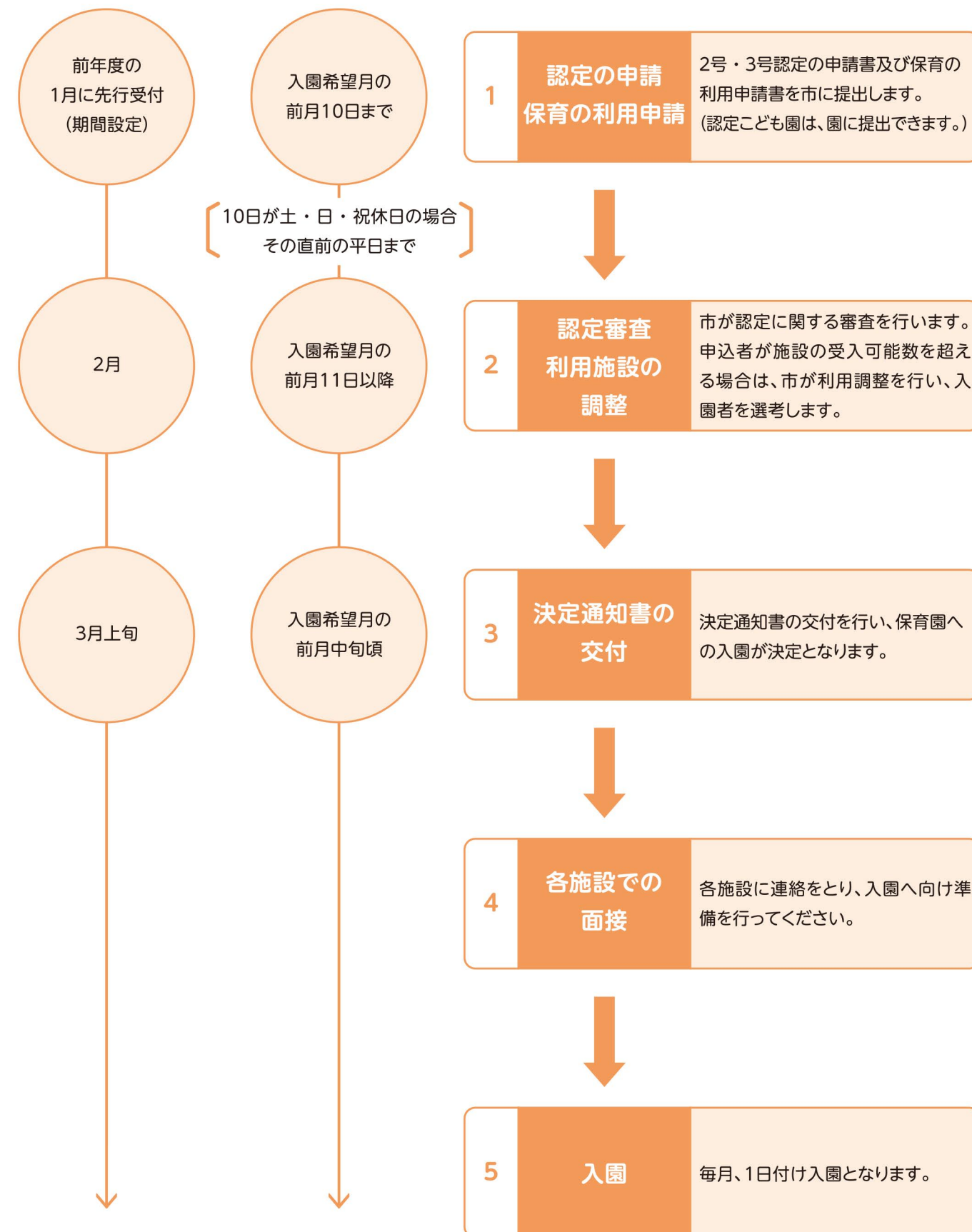
保育園・認定こども園・小規模保育事業など

保育園・認定こども園・小規模保育事業などへの申込手続き こども支援課 保育班 ☎29-5077

4月入園

5月以降の入園

※施設を決める前に、必ず施設を見学しましょう。



認可保育園・認定こども園・小規模保育事業・認可外保育施設一覧

認可保育園(利用定員・保育時間は令和3年4月1日予定)

地区	公・私	施設名	住 所	電話番号	利用定員	保育時間	一時預かり
岩国	私	曙保育園	錦見2-11-30	41-1226	90	7:00～19:00	○
	私	リボン保育園	川西1-7-5	41-0190	60	7:00～19:00	○
平田	私	平田保育園	平田6-4-20	31-7271	90	7:00～18:30	○
麻里布	私	称光寺保育園	今津町6-13-13	22-7358	90	7:00～19:00	○
	私	麻里布保育園	立石町3-3-24	22-8208	70	7:00～19:00	○
東	公	えきまえ保育園	麻里布町7-1-5	22-5830	90	7:30～19:00	○
	公	ひがし保育園	桂町2-4-56	21-0854	130	7:30～19:00	○
川下	私	あさひ保育園	旭町1-1-1	24-1381	90	7:00～19:00	○
	私	万行寺保育園	楠町3-7-21	22-5215	80	7:00～19:00	○
愛宕	公	かわしも保育園	中津町2-7-20	21-1657	90	7:30～19:00	○
	私	錦南保育園	牛野谷町3-29-11	31-3233	70	7:00～18:30	○
灘	私	常照保育園	門前町2-28-15	32-6045	130	7:00～18:30	○
	私	海土路保育園	海土路町2-2-5	31-7502	120	7:00～19:00	○
小瀬	公	くろいそ保育園	黒磯町2-47-43	31-6330	70	7:30～19:00	○
	私	ひかり保育園	小瀬294-4	52-3872	30	7:30～17:30	-
由宇	私	清華保育園	由宇町千鳥ヶ丘3-1-7	63-1222	60	7:00～19:00	○
	私	由宇保育園	由宇町南2-10-17	63-0303	60	7:00～19:00	○
玖珂	私	玖珂保育園	玖珂町807	82-2363	110	7:00～19:00	-
	私	ルンビニ保育園	玖珂町5950-2	82-4117	60	7:15～18:30	-
本郷	公	ほんごう保育園	本郷町本郷2058-1	75-2658	20	7:45～18:00	○
周東	私	たかもり本陣保育園	周東町下久原1265-1	83-0011	110	7:15～19:15	○
	私	たんぼぼ保育園	周東町下久原771-16	84-7373	90	7:00～19:00	○
	公	そお保育園	周東町祖生4504-4	85-0046	20	7:30～18:15	○
	公	ながの保育園	周東町下須通429-3	84-3665	20	7:30～18:15	○
錦	公	わかば保育園	周東町上久原1100-1	84-2932	50	7:30～18:15	○
	私	ひろせ保育園	錦町広瀬6570	72-2343	30	7:15～19:00	○

認定こども園(利用定員・保育時間は令和3年4月1日予定)

地区	公・私	施設名	住 所	電話番号	利用定員	保育時間
岩国	私	認定こども園岩国染香幼稚園	岩国2-6-32	41-0534	33	7:30～18:30
	私	認定こども園川西保育園	川西1-7-3	41-0180	85	7:00～19:00
平田	私	認定こども園岩国南幼稚園	平田6-28-3	31-8009	83	7:00～18:30
	私	認定こども園梅が丘保育園	平田6-50-27	32-4711	60	7:00～18:30
麻里布	私	認定こども園むろのき幼稚園	室の木町2-5-7	24-3777	58	7:30～18:00
川下	私	認定こども園岩国川下幼稚園	楠町3-2-30	21-0725	90	7:30～18:00
	私	認定こども園岩国東幼稚園	三笠町2-2-16	21-2081	69	8:00～18:00
東	私	認定こども園岩国めぐみ幼稚園	元町2-8-8	21-4344	45	7:00～19:00
	私	認定こども園岩国中央幼稚園	尾津町2-7-1	31-7212	120	7:30～18:00
愛宕	私	認定こども園灘幼稚園	藤生町2-27-18	34-0505	35	7:15～18:00
	私	認定こども園藤生幼稚園	藤生町1-3-18	32-1811	20	7:30～18:00
藤河	私	認定こども園藤河幼稚園	多田1257-1	41-1873	20	7:30～18:00
北河内	私	認定こども園北河内認定こども園	下454-26	47-2411	10	7:00～18:00
御庄	私	認定こども園光顔幼稚園	御庄1691	46-0024	35	7:00～18:00
通津	私	にっしょう認定こども園	通津2766	38-0115	40	7:30～18:00
由宇	公	にこにこちどりこども園	由宇町港1-17-1	63-0617	60	7:30～19:00
玖珂	私	認定こども園玖珂中央幼稚園	玖珂町5167-1	82-5670	30	7:30～18:00
美和	公	さかうえこども園	美和町渋前431-1	96-0335	80	7:30～19:00

小規模保育事業

地区	公・私	施設名	住所	電話番号	利用定員	保育時間	一時預かり
平田	私	もみじ保育園	南岩国町4-59-6	34-1877	6	7:00～18:00	○
麻里布	私	ファンキーモモさくら	今津町1-18-20	24-3205	17	7:00～19:00	-

認可外保育施設

保育料は各施設にお問い合わせください。

施設名	住所	電話番号
ファンキーモモ	今津町1-18-21	24-3205
ちびっこエンジェル	南岩国町1-19-18	31-8506
もみじ保育園	南岩国町4-59-6	34-1877
こびとのおしろ	玖珂町1078	82-1666

延長保育

こども支援課 保育班 ☎29-5077

対象世帯	延長保育を実施する保育園等に児童が入園しており、保護者の勤務時間や勤務場所等の理由で通常保育時間(それぞれの保育園等が定める8時間、11時間の保育時間)を超えて保育を必要とする世帯
申込先	入園している保育園
注意	延長保育料がかかります。(料金は園により異なります。)

休日保育

こども支援課 保育班 ☎29-5077

対象世帯	市内の保育園等を利用しており、年間を通して日曜日や祝日も保護者の就労等により、家庭において保育できない世帯
申込先	こども支援課または入園している保育園等(ご利用の前月20日までに申し込みをしてください。)
実施場所	岩国市立えさまえ保育園(麻里布町7-1-5)
注意	- 令和2年4月1日生まれ以上の子どもが対象です。 - 保育時間は8:00～18:00(時間厳守)です。 - 昼食は提供できませんので、各自弁当を持参してください。 - 年度ごとの登録制となっており、登録のない方は利用できません。 - 市内の保育園等に入園している方しか利用できません。 8月13日から8月15日、12月29日から1月3日の間は利用できません。 - 原則として、日曜日や祝休日の保育を利用するごとに、通常通っている保育所等を月～土曜日の間で、代わりに1日お休みしていただくことになります。

保育料

こども支援課 保育班 ☎29-5077

保育園・認定こども園・小規模保育事業などの保育料(令和2年度)

令和3年度の保育料は、令和3年4月1日頃決まります。こども支援課までお問い合わせください。
年少クラス以上の児童の保育料は無料ですが、食材料費は保護者の負担になります。

階層	階層区分		保育料(月額)		
			年々少クラス以下の児童		
			11時間利用	8時間利用	
010	生活保護世帯		0	0	
020	市民税非課税世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	0	0	
021		ひとり親世帯等	0	0	
030	市民税均等割課税世帯 (所得割非課税)	ひとり親世帯等以外の世帯	9,900	9,700	
031		ひとり親世帯等	4,200	4,100	
040	市民税所得割額	48,599円以下	ひとり親世帯等以外の世帯	13,600	13,300
041			ひとり親世帯等	6,000	5,900
050		57,699円以下	ひとり親世帯等以外の世帯	15,500	15,200
051			ひとり親世帯等	6,000	5,900
060		64,999円以下	ひとり親世帯等以外の世帯	17,300	17,000
061			ひとり親世帯等	6,000	5,900
070		77,100円以下	ひとり親世帯等以外の世帯	19,200	18,800
071			ひとり親世帯等	6,000	5,900
080		81,999円以下	21,000	20,600	
090		96,999円以下	24,400	23,900	
100		122,999円以下	27,800	27,400	
110		149,999円以下	31,200	30,600	
120		168,999円以下	37,400	36,800	
130		279,999円以下	43,600	42,800	
140		300,999円以下	49,800	49,000	
150		396,999円以下	56,000	55,000	
160		397,000円以上	72,800	71,600	

- 注) 1. ひとり親世帯等とは、母子世帯もしくは父子世帯、障害者もしくは障害児と生計を一にする世帯をいいます。
2. 4月～8月は前年度の市民税額、9月～翌年3月は当該年度の市民税額により決定されます。
3. 市民税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別控除等)は適用されません。
4. 保育料は、児童の父母の課税額の合計により算出するほか、同居の祖父母の課税額を合計する場合があります。
5. この保育料のほか、施設により教材費や行事費などの実費徴収費や上乘せ徴収費が必要な場合があります。

保育料の軽減措置

- (1) 031・041・051・061・071階層の第2子以降の保育料を無料にします。
(2) 030・040・050階層の第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料にします。
(3) その他の階層は兄弟姉妹が同時に入園している場合、入園している上から2番目の子の保育料を半額、3番目以降の子の保育料を無料にします。
(4) 第3子以降の保育料は、090階層までは無料、100から160階層は上記軽減措置をした後さらに半額にします。